

■会議結果の概要

会議の名称
例月出納検査及び定例監査
開催日時
令和7年11月28日（金） 午後1時30分から午後4時20分まで
開催場所
北名古屋市役所 東庁舎 3階 政策審議室
出席者数
監査委員2名、事務局職員他27名
議題（公開・非公開の別）及び会議の内容（審議経過、結論等）
(検査及び監査の経過については非公開) (1) 令和7年10月分例月出納検査（下水道事業会計含む） 例月出納検査結果 ア 現金（預金）の出納状況を調査した結果、誤りは認められなかった。 イ 出納諸帳簿及び証拠書類に誤りは認められなかった。 (2) 定例監査（子育て支援課、保育課及び保育園（六ツ師保育園及びひまわり西園）） 定例監査結果（別紙のとおり）
非公開の理由
監査又は検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、非公開。（北名古屋市情報公開条例第7条第6号）
傍聴者数
その他
照会先
監査委員事務局監査課 ファックス番号：0568-23-3160 電子メールアドレス：kansa@city.kitanagoya.lg.jp

北名古屋市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和8年1月16日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 桂川将典

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

子育て支援課及び保育課

対象期間 令和7年4月1日から令和7年11月28日までの所管事務

実施期間 令和7年11月5日から令和7年11月28日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査とともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

子育て支援課及び保育課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜子育て支援課＞

主な所管事務は、こども計画、次世代育成支援、少子化対策、子ども子育て会議、児童センターきらり及び児童館の運営及び活動、児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の運営及び活動、放課後子ども教室、子ども会、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、病児保育、児童手当、遺児手当及び児童扶養手当、特別児

童扶養手当に関する事務である。

(1) 補助事業について

社会福祉団体運営費補助金について、補助金の交付を受けた団体からその構成組織に対して助成しているが、交付決定等において使途等の精査がされていなかった。

意 見

- (1) 児童手当返納金等の徴収事務にあたっては、債権者との折衝経過を適切に記録し決裁することで、徴収の機会を逸することのないよう努められたい。
- (2) 児童センターきらり音楽スタジオにおいて、市外在住者と市内在住者の料金に差がないことについては、市民利用に考慮した料金設定を検討されたい。
- (3) 業務委託契約事務にあたっては、委託した業務が適切に履行されていることを確認し、契約書にて取り交わした事項の遵守を徹底されたい。また、業務の実態を契約書における取り決め事項が網羅しているか点検し、不一致が見受けられる場合には、適宜修正を検討されたい。

＜保育課＞

主な所管事務は、子ども・子育て支援新制度、保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、幼稚園、一時預かり保育、児童発達支援事業所、児童福祉施設等の整備及び管理に関する事務である。

(1) 補助事業について

- ア 認可外保育所運営費補助金について、事業認定のための手続きの一部で法令等に基づかない不適切な処理がされていた。
- イ 認定こども園施設整備資金借入金元利保証補助金について、申請書の添付書類に誤りがあった。

意 見

- (1) 契約事務を実施するにあたっては、契約時に取り交わした事項が適切に履行されていることを確認するとともに、契約が完了した際の確認を確実に行われたい。また、業務仕様書等が契約の目的や履行内容に即したものであるか適宜点検されたい。
- (2) 補助金の交付にあたっては、当該要綱の条文を確実に点検し事務にあたられたい。
- (3) 保育園が徴収する保護者負担金については、施設における現金の管理負担軽減

のため、電子決済を用いた方法を検討されたい。

(4) 被服等貸与品の管理に際しては、適正な管理方法について検討されたい。

北名古屋市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和8年1月16日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 桂川将典

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

六ツ師保育園及び児童発達支援事業所北名古屋市ひまわり西園（以下、「ひまわり西園」という。）

対象期間 令和6年11月1日から令和7年11月28日までの所管事務

実施期間 令和7年10月22日から令和7年11月28日まで

2 監査の概要

各所管事務のうち、主に消耗品費及び保育材料費等の執行並びに備品の管理について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴取して、事務事業の執行及び管理が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、おおむね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

六ツ師保育園及びひまわり西園の概要及び監査の結果の主なものについては、次のとおりである。

(1) 園の概要

<六ツ師保育園>

園児数 76 人

保育士数 22 人（常勤職員 9 人、会計年度任用職員 13 人）＊R7.9.30 現在

予算執行状況（R7 年度は R7.9.30 まで）

	種別	予算額	支出済額	執行率
R6 年度	保育園運営費	409,000 円	408,871 円	100.0%
	保育園活動費	669,000 円	658,017 円	98.4%
R7 年度	保育園運営費	404,000 円	111,892 円	27.7%
	保育園活動費	740,000 円	169,379 円	22.9%

※ 保育園運営費は消耗品費、保育園活動費は保育材料費

<ひまわり西園>

園児数 32 人

保育士数 12 人（常勤職員 3 人、会計年度任用職員 9 人）＊R7.9.30 現在

予算執行状況（R7 年度は R7.9.30 まで）

	種別	予算額	支出済額	執行率
R6 年度	児童発達支援事業所運営費	89,500 円	87,067 円	97.3%
	児童発達支援活動事業費	179,500 円	176,924 円	98.6%
R7 年度	児童発達支援事業所運営費	90,500 円	29,006 円	32.1%
	児童発達支援活動事業費	158,500 円	79,151 円	49.9%

(2) 監査の結果

<保育園等共通>

消耗品の管理において、作成した在庫確認表に記載された在庫数量と実際に保管する消耗品の数量とが一致していない園があった。また、管理する消耗品について在庫管理票の作成が一部されていない園があった。

意 見

<保育園等共通>

消耗品の管理にあたっては、物品を購入するための予算の原資が税金であることに鑑み、適正に実施する必要がある一方で、施設の特性上、運営に要する消耗品の品目は非常に多数となる。管理が著しく職員の負担とならないよう、管理の適正性を担保しつつ、効率的な手法について検討されたい。